

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和2年4月1日発行 N02

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

町民の皆さまへのお願い（【問合先】保健福祉課健康増進係 内線 2201・2202・2203）

◇町の対応

- 前回お知らせしたイベント等の開催につきましては、下記のとおりとし、4月15日まで延長します。皆さまのご理解、ご協力をお願いします。
- 不特定多数が集まるイベントや飲食の提供を目的とするもの、屋内の狭いスペースで長時間実施するイベント等は、原則、延期または中止とする。
 - この時期に開催しなければならず、実施日の変更が困難なものは、内容を見直し、感染防止策を最大限講じたうえで開催する。
 - その他、多数の参加者が集まるイベント等は、延期または中止を検討する。
- ＊なお、今後の感染状況、国における追加的対策等により変わる可能性もあります。

各小中学校の入学式日程のほか、保健福祉課主催の主な行事予定について掲載しました。
なお、その他のイベント・会議等関係予定につきましては、町公式ホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。（【問合先】保健福祉課健康増進係 内線 2201・2202・2203）

開催期日	イベント等名	開催主体	会場名	決定内容
4月3日	すみよし保育園入園式	子育て支援課・すみよし保育園	すみよし保育園	実施 (規模縮小)
4月6日	各小学校入学式	学校教育課・各小学校	各小学校	実施 (規模縮小)
4月6日	各中学校入学式	学校教育課・各中学校	各中学校	実施 (規模縮小)
4月7日	各幼稚園入園式	子育て支援課・各幼稚園	各幼稚園	実施 (規模縮小)
4月7日	3・4か月児健診 9・10か月児健診	保健福祉課	保健センター	実施
4月8日	男性限定健康チェックと ナイスミドル体操教室	保健福祉課	保健センター	中止
4月9日	和気あいあい会	保健福祉課	保健センター	中止
4月13日	遊びの教室とすくすく育児相談	保健福祉課	保健センター	中止
4月14日	花塚体操教室	保健福祉課	飯坂公民館	延期
4月15日	健康チェック日と さわやか体操教室	保健福祉課	保健センター	中止
4月15日	運動推進員スキルアップ教室	保健福祉課	保健センター	中止

川俣町 お知らせメール配信サービス ご存知ですか？「インフォ@かわまた」
（問合先）企画財政課情報システム係 内線 1204 Mail: joho@town.kawamata.lg.jp



町では、行政情報等をお知らせする情報配信サービス、「インフォ@かわまた」を行っております。
このサービスは、毎月の広報誌などによる情報提供の合間にタイムリーな情報提供ができるよう、電子メールを使用して情報提供を行うものとなっております。
多くの町民の皆様のご利用をお待ちいたしております。



※サービスの利用登録方法など詳しくは町公式ホームページの「メール配信サービス」のページをご覧ください。

確定申告期限延長による申告書作成会場のご案内について

（【問合先】 町民税務課税務係 内線 1302・1303 福島税務署 Tel534-3121【音声ガイダンス】）
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から国税である申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日（木）まで延長されております。これに伴い福島税務署において開設していた申告書作成会場は3月17日以降以下のとおりとなっています。

なお、本町における申告相談受付は、広報紙や行事予定カレンダーで周知のとおり3月16日（月）で終了しました。3月17日（火）以降は、確定申告書を町ではお預かりできませんので、福島税務署にて申告相談願います。

1 会場

福島税務署 福島市森合町 16-6

2 開設期間

令和2年3月17日（火）～4月16日（木）まで

※土曜日・日曜日・祝日を除きます。

3 相談受付時間

午前9時から午後4時まで

※申告書作成会場の混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

【税務署からのお知らせ】

○申告書作成会場においては、

- ・職員に対する手洗い、うがい、マスクの着用の徹底
- ・アルコール消毒液の設置
- ・体調がすぐれない職員の休暇取得
- ・咳・発熱等の症状がある方や、体調がすぐれない方は入場をご遠慮いただく等の対策を講じ、感染症の感染予防に努めております。

○来場される皆様も、手洗い、うがい、マスクの着用について、ご理解とご協力をお願いします。

○国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で必要な事項を入力して、e-TAXで申告いただければ、医療費の領収書や寄付金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。是非ご利用ください。

振替納税をご利用の方へ

申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用の方の振替納付日につきましては、申告期限・納付期限が令和2年4月16日（木）に延長されたことに伴い、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）といたしましたのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難と認められる場合は、税務署に申請することにより、納税についての猶予制度を適用できますので、最寄りの税務署（徴収担当）にご相談ください。

自動車税及び軽自動車税に係る申告期限等の延長について

毎年、自動車の廃車等の手続き（抹消登録等）が年度末に集中する傾向にありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下の内容で対応いたします。

①3月中に廃車及び使用停止を伴う所有権変更が行われた。

②事由発生から15日以内に所定の手続きがなされた。

①かつ②に該当する場合、当該手続き及び税申告が令和2年4月になっても3月中に事由が発生したこととして課税処理を行います。

詳細については、国土交通省又は軽自動車検査協会のホームページをご確認ください。